

3-7-6 路面

1. 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとする。
2. 路面の端部とその周囲の部分及び斜路付き階段の斜路部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
3. 階段の終始部においては、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。

雨天時のスリップ、水はね等が円滑な通行の支障となるため、階段における踏み面の表面は、平坦で、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとしなければならない。

弱視者等は、踏み面の色が全て同じであると階段を上から見た場合に段の識別が困難である。よって、踏み面の端部は2.0程度の輝度比を確保するなどして明確にする必要がある。

**ただし、色の組み合わせによっては認識しづらい場合も想定されるため、沿道住民・利用者の意見が反映されるようにして留意して決定することが望ましい。
また、斜路付き階段の斜路部分は、「3-4 傾斜路」と同様のものとする。**

3-7-7 その他

1. 階段の両側には10cm程度の立ち上がり部、及びさくその他これに類する工作物を設ける。ただし、側面が壁面である場合においては、その限りでない。
2. 高欄は路面から高さ1.0m以上の高さとし、危険のない構造としなければならない。笠木の幅は10cm以上とすることが望ましい。

階段の両側には10cm程度の立ち上がり部を設け、杖の滑落、物品の落下、雨水の流下等を防止すると同時に、階段の端部であることを認識できるようにする。

歩行が不安定な高齢者や障がい者、子供の乗り越え等を考慮し高欄の高さは1.0m以上にするるとともに、笠木の幅は10cm以上として物などが置かれないように曲面にするなどの工夫を行う。